

物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示

平成 17 年 4 月 26 日長崎県告示第 474 号

改正

平成 19 年 4 月 10 日告示第 483 号

平成 21 年 5 月 29 日告示第 588 号

平成 22 年 3 月 23 日告示第 263 号

平成 23 年 11 月 15 日告示第 958 号

平成 25 年 2 月 8 日告示第 108 号

平成 25 年 3 月 26 日告示第 380 号

平成 28 年 6 月 17 日告示第 490 号

平成 29 年 3 月 31 日告示第 315 号

平成 30 年 6 月 22 日告示第 472 号

令和 2 年 12 月 25 日告示第 811 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 5 第 1 項及び第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ（公益事業者が自ら構築整備し運営管理するインフラストラクチャーにより供給するものを除く。）、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「入札参加者の資格」という。）並びに資格審査申請の時期及び方法について次のとおり定め、平成 17 年 4 月 26 日から適用する。なお、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 16 年長崎県告示第 7 号。以下「旧告示」という。）は、平成 17 年 4 月 25 日限り、廃止する。ただし、この告示の日前に旧告示に基づいて入札参加者の資格があるものと決定された者については、この告示に基づく入札参加者の資格を有するものと決定されたものとみなす。

1 競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- (2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (3) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者
- (4) 2 の資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (6) 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者
- (7) 昇降機検査資格者を有していない者（昇降機設備保守点検に限る。）

2 入札参加資格の申請

入札参加者の資格審査を受けようとする者は、競争入札参加資格審査申請書（様式第 1 号。以下「資格審査申請書」という。）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、庁舎の清掃及び昇降機設備保守点検の場合にあっては(8)、(9)及び(10)、道路の清掃の場合にあっては(6)、(7)、(8)、(9)及び(10)に掲げる書類を除く。

- (1) 法人にあっては、次のア及びイ
 - ア 登記簿謄本
 - イ 前事業年度の決算報告書のうち貸借対照表及び損益計算書
- (2) 個人にあっては、次のア、イ及びウ
 - ア 本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書
 - イ 指定法務局が発行する成年後見登記制度における登記事項証明書又は登記されていないことの証明書
 - ウ 前年度の確定申告決算書のうち貸借対照表及び損益計算書
- (3) 県税に関し未納がないことを証する証明書

- (4) 消費税及び地方消費税課税業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないことを証する証明書
- (5) 営業に必要な許可、認可等を証する書類の写し
- (6) 印鑑届（様式第2号）
- (7) 口座振替申込書（様式第3号）
- (8) 取扱品目明細書（様式第4号）
- (9) 代理店、特約店等の契約明細書（様式第5号）
- (10) 物品関係の不適切な経理処理に係る誓約書（様式第9号）

(11) その他知事が必要と認める書類

3 資格審査申請の時期

2による書類の提出時期は、新規のものは、隨時受け付けるものとするが、既資格取得者の有効期間満了にかかるものは、原則として、毎年7月1日から同年7月末日までとする。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約及び物品の借り入れのための一般競争入札による契約の締結が見込まれるときは、別に定めるところによる。

4 資格審査結果の通知

知事は、資格審査申請書を受理したときは、入札参加者の資格を審査し、その結果を資格審査結果通知書（様式第6号）により当該申請者に通知する。

5 資格の有効期間

入札参加者の資格の有効期間は、4の資格審査結果通知書により、資格を取得した日からその日の属する年度の翌々年度の9月30日まで、更新の場合は、資格を取得した年度の10月1日から3年間とする。

6 指名停止に関する報告

入札参加者の資格を有する者は、国、地方公共団体、特殊法人等（法律により直接に設立された法人若しくは特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第9号の規定の適用を受けない法人を除く。）、特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人、独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。）、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人及び同条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。）、地方公営企業（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条第1項に規定する地方公営企業をいう。）又は長崎県の出資団体をいう。）から指名停止を受けた場合、当該指名停止の開始の日から起算して15日（15日目が長崎県の休日を定める条例（平成元年長崎県条例第43号）第1条第1項各号に掲げる休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日（休日を除く。））以内に指名停止に関する報告書（様式第10号）を提出しなければならない。

7 資格審査申請書記載事項の変更届

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事項について変更があったときは、遅滞なく資格審査申請事項変更届（様式第7号）に、別に定める必要書類のうち、関係書類を添付して知事に提出しなければならない。ただし、(9)については、申請種別が物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れである場合で、かつ、営業に必要な許可、認可等を得ている場合に限る。

- (1) 商号又は名称
- (2) 所在地
- (3) 代表者
- (4) 資本金（法人の場合）
- (5) 使用印鑑
- (6) 委任事項
- (7) 金融機関取引口座
- (8) 電話番号等
- (9) 参加を希望する営業品目及び順位

8 競争入札参加資格変更審査申請

入札参加者の資格を有する者は、当該資格の有効期間中に次に掲げる事由が生じ、当該資格を当該事由の相手方である新たな事業者に承継させたいときは、遅滞なく競争入札参加資格変更審査申請書（様式第8号）に、別に定めるところにより関係書類を添付し知事に提出して審査を受け、その承認を得なければならない。

- (1) 合併（会社法（平成17年法律第86号）第748条）、吸收分割（同法第757条）及び新設分割（同法第762条）

をした場合並びに事業譲渡（同法第467条）をした場合及び営業権の移行をした場合

(2) 営業譲渡（商法（明治32年法律第48号）第15条第1項）をした場合及び相続等の場合

(3) 個人事業者が法人事業者となる場合及び法人事業者が個人事業者となる場合

9 資格の取消し

(1) 入札参加者の資格を有する者が1の(1)又は(3)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消す。

(2) 入札参加者の資格を有する者が1の(2)に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、又は3年を限度として競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。

10 資格取消等の通知

知事は、入札参加者の資格を取り消したとき又は3年を限度として競争入札に参加させないときは、当該資格者にその旨を通知する。ただし、入札参加者の資格を有する者が既に存在しない場合は、この限りでない。

改正文（平成19年告示第483号）抄

平成19年4月10日から適用する。

改正文（平成21年告示第588号）抄

平成21年5月29日から適用する。ただし、この告示の適用の日前にこの告示による改正前の物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づいて、入札参加の資格があるものと決定された者については、この告示に基づく入札参加の資格を有するものと決定したものとみなす。

改正文（平成22年告示第263号）抄

平成22年4月1日から施行する。ただし、この告示の施行の日前にこの告示による改正前の物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づいて、入札参加の資格があるものと決定された者については、この告示に基づく入札参加の資格を有するものと決定したものとみなす。

改正文（平成23年11月15日告示第958号）

平成23年12月1日から適用する。ただし、この告示の適用の日前にこの告示による改正前の物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づいて、入札参加の資格があるものと決定された者については、この告示に基づく入札参加の資格を有するものと決定したものとみなす。

前文（抄）（平成25年2月8日告示第108号）

平成25年4月1日から施行する。ただし、この告示の適用の日前にこの告示による改正前の物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づいて、入札参加の資格があるものと決定された者については、この告示に基づく入札参加の資格を有するものと決定したものとみなす。

前文（抄）（平成25年3月26日告示第380号）

平成25年4月1日から施行する。ただし、この告示の適用の日前にこの告示による改正前の物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づいて、入札参加の資格があるものと決定された者については、この告示に基づく入札参加の資格を有するものと決定したものとみなす。

前文（抄）（平成28年6月17日告示第490号）

平成28年6月17日から適用する。ただし、この告示の適用の日前にこの告示による改正前の物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づいて、入札参加者の資格を

有するものと決定された者については、この告示による改正後の物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づく入札参加者の資格を有するものと決定されたものとみなす。

前文(抄)(平成29年3月31日告示第315号)

平成29年4月1日から適用する。ただし、この告示の適用の日前にこの告示による改正前の物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づいて、入札参加者の資格を有するものと決定された者については、この告示による改正後の物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づく入札参加者の資格を有するものと決定されたものとみなす。

前文(抄)(平成30年6月22日告示第472号)

平成30年7月1日から適用する。ただし、この告示の適用の日前にこの告示による改正前の物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づいて、入札参加者の資格を有するものと決定された者については、この告示による改正後の物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づく入札参加者の資格を有するものと決定されたものとみなす。

前文(抄)(令和2年12月25日告示第811号)

令和2年12月25日から適用する。ただし、この告示の適用の日前にこの告示による改正前の物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づいて、入札参加者の資格を有するものと決定された者については、この告示による改正後の物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示に基づく入札参加者の資格を有するものと決定されたものとみなす。